会議録第6号

- 1. 招集日時 令和3年3月25日(木) 午前10時
- 1. 招集場所 牛久市役所議場
- 1. 出席議員 19名
 - 1番 鈴木勝利
 - 2番 藤田尚美
 - 3番 秋山 泉
 - 4番 長田麻美
 - 5番 山本伸子
 - 8番 石原幸雄
 - 9番 柳井哲也
 - 10番 甲 斐 徳之助
 - 11番 池 辺 己実夫
 - 12番 加川裕美
 - 13番 北島 登
 - 14番 杉 森 弘 之
 - 15番 須藤京子
 - 16番 黒木のぶ子
 - 17番 守屋常雄
 - 18番 諸 橋 太一郎
 - 19番 市川 圭一
 - 21番 遠藤憲子
 - 22番 利根川 英 雄
- 1. 欠席議員 1名
 - 7番 伊藤裕一

1. 出席説明員

根本洋治 市 長 副 市 長 滝 本 昌 司 育 長 教 染 谷 郁 夫 監查委員 早 川 広 行 市長公室長 吉 Ш 修 貴 経営企画部長 吉 田 将 巳 総務部長 植 田 裕 市民部長 高 谷 寿 保健福祉部長 内藤 雪 枝 環境経済部長 藤 田 聡 建設部長 畄 孝 Щ 教育部長 川井 聡 会計管理者 島 飯 希 美 結 農業委員会事務局長 速 史 武 経営企画部次長兼 政策企画課長 栁 田 敏 昭 総務部次長兼 管財課長 野 口 克 己 市民部次長 茂 生 小 川 飯 野 保健福祉部次長 喜 行 環境経済部次長 梶 由紀夫 建設部次長 長谷川 啓 一 建設部次長兼 下水道課長 野 島 正 弘 教育委員会次長兼 教育企画課長 吉田 茂 男 教育委員会次長兼 生涯学習課長 大 里 明 子 全 参 事

1. 議会事務局出席者

事務局長 滝本 仁

庶務議事課長 野島貴夫

庶務議事課長補佐 飯 田 晴 男

庶務議事課主査 宮 田 修

令和3年第1回牛久市議会定例会

議事日程第6号

令和3年3月25日(木)午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 1号 牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例について
- 日程第 2. 議案第 2号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第 3号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第 4号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 5号 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 6号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介 護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第 7号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第 8号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第10号 牛久市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 について
- 日程第10. 議案第11号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第12号 牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について
- 日程第12. 議案第13号 令和2年度牛久市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第13. 議案第14号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3 号)
- 日程第14. 議案第15号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15. 議案第16号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2 号)
- 日程第16. 議案第17号 令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第17. 議案第18号 令和3年度牛久市一般会計予算

- 日程第18. 議案第19号 令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19. 議案第20号 令和3年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第20. 議案第21号 令和3年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第21. 議案第22号 令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第22. 議案第23号 令和3年度牛久市下水道事業会計予算
- 日程第23. 議案第24号 市道路線の認定について
- 日程第24. 議案第25号 市道路線の路線変更について
- 日程第25. 議案第26号 市道路線の廃止について
- 日程第26. 議案第27号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について
- 日程第27. 議案第28号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第28. 意見書案第1号 義務教育における30人以下学級の実現を求める意見書の提出について
- 日程第29. 請願第 1号 茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)にコロナ等の感 染症対策を取り入れることについて茨城県知事へ意見書を提出 することを求める請願
- 日程第30. 議員提出議案第1号 牛久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例について
- 日程第31. 予算常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第32. 閉会中の事務調査の件
- 追加日程第1. 意見書案第2号 茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)をコロナ等の 感染症対策に対応したものにすることを茨城県知事に求める 意見書の提出について

〇石原幸雄 議長 おはようございます。

7番伊藤裕一議員より欠席の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

初めに、議案第4号に対する修正案、議案第18号に対する修正案及び議案第21号に対する修正案の3件、議員提出議案第1号の1件、陳情第2号の1件が提出されましたので報告をいたします。

また、陳情第2号の1件につきましては、内容を十分検討の上、考慮されますようお願いを いたします。

次に、去る3月18日から選任されました予算常任委員会の正副委員長互選の結果について 報告をいたします。

予算常任委員会委員長に須藤京子議員、副委員長に鈴木勝利議員がそれぞれ互選されました。 次に、教育民生常任委員会委員長から、閉会中の事務調査の報告がございましたので、これ を机上に配付しておきました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第1号ないし日程第27、議案第28号の27件、日程第28、意見書案第1号の1件、日程第29、請願第1号の1件を一括議題といたします。

- -----0-----
- 議案第 1号 牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例について
- 議案第 2号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例について
- 議案第 3号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5号 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条 例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の 一部を改正する条例について
- 議案第 7号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに

指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第10号 牛久市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について
- 議案第13号 令和2年度牛久市一般会計補正予算(第9号)
- 議案第14号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第15号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第16号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第17号 令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第18号 令和3年度牛久市一般会計予算
- 議案第19号 令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第20号 令和3年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第21号 令和3年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 議案第22号 令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第23号 令和3年度牛久市下水道事業会計予算
- 議案第24号 市道路線の認定について
- 議案第25号 市道路線の路線変更について
- 議案第26号 市道路線の廃止について
- 議案第27号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について
- 議案第28号 損害賠償の額を定めることについて
- 意見書案第1号 義務教育における30人以下学級の実現を求める意見書の提出について
- 請願第 1号 茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)にコロナ等の感染症対策を取り入れることについて茨城県知事へ意見書を提出することを求める請願
- **〇石原幸雄 議長** 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、黒木総務常任委員長。

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議 規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第2号	牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第12号	牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について	原案可決
議案第13号	令和2年度牛久市一般会計補正予算(第9号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第27号	公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書に ついて	原案可決
議案第28号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
請願第1号	茨城県地域防災計画 (原子力災害対策計画編) にコロナ等の 感染症対策を取り入れることについて茨城県知事へ意見書を 提出することを求める請願	採択

[総務常任委員長黒木のぶ子議員登壇]

○黒木のぶ子 総務常任委員長 皆様、改めましておはようございます。

総務常任委員会委員長審査報告をいたします。

令和3年3月12日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月15日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第2号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例についてであります。 本件は、安全衛生管理産業医の業務が追加されたことに伴い、その報酬額を改めるとともに、新たに学校安全衛生管理産業医を区分し、その報酬額を定めるものであります。

議案第12号は、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例についてであります。

本件は、社会情勢の変化から土地開発基金を活用した土地等の取得の必要性が薄れてきていること、また、土地の先行取得については、一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計による取得で足りることから、同基金を廃止するものであります。

審査に当たり委員からは、土地開発基金の廃止に至る背景について質疑があり、市執行部からは、市道23号線等の整備に伴う、先行取得した土地の買戻しが終了し、土地開発基金で保有する土地等の補助事業による買戻しが現在見込まれていない中で、今後の土地開発基金を活用した土地等の取得の必要性が薄れてきたことから土地開発基金を廃止しようとするものであるとの答弁がありました。

議案第13号は、令和2年度牛久市一般会計補正予算(第9号)別記記載の当該委員会の所管事項についてのみであります。

本件は、歳入の主なものについては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億7,443万1,000円の増額、譲与税及び交付金等の交付見込額等による減額、本補正予算調製に伴う財政調整基金繰入金の減額等であります。また、歳出については、バス路線維持費補助金の計上、テレワーク及び庁内無線LAN整備費の増額、その他執行額の確定及び執行見込みによる減額となるもの等となります。

審査に当たり委員からは、事業費の減額を行ったサーマルカメラの設置状況について質疑があり、市執行部からは複数測定型9台及びタブレット型37台の導入を行った。当初は45施設に1台ずつの設置を予定していたが、施設の状況や必要台数を精査して、設置箇所及び台数を決定したとの答弁がありました。

さらに、委員からは、テレワーク実施に当たり導入するパソコンの種類やセキュリティー対策について質疑があり、市執行部からは自宅等へ持ち出すパソコンとしてシンクライアント端末を導入する予定であり、当該端末はハードディスクを搭載していないため、庁舎内のパソコンを遠隔操作するのみの機能となり、万一盗難等が発生した場合でもデータが漏えいすることはない。また、通常外部からの接続にはパスワードを設定することになるが、併せて生体認証等も組み合わせて使用することでセキュリティー対策を万全とする予定であるとの答弁がありました。

議案第27号は、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書についてであります。

本件は、龍ケ崎市と牛久市との間で平成14年に締結した公共施設の相互利用に関する協定

について、龍ケ崎市の旧小文間小学校の体育館及び多目的広場を「運動広場」として追加する ため、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

本件は、令和2年8月21日に牛久市久野町において、おくのキャンパスバスが、対向車線 に停車中の車両の右側後方に接触し、運転者及び同車両を損傷した事故について、損害賠償の 額を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、当該バスの児童の乗車の有無等について質疑があり、市執行部からは児童登校時の運行であり、児童が乗車していたが、事故発生後に車内の混乱及び乗車児童の体調不良等の発生はなかったとの答弁がありました。

また委員からは、バス運転手に対する安全運転のための研修等の実施状況について質疑があり、市執行部からは、通常年に1回、常勤職員が一緒に乗車して運転状況を確認し必要な指導を行う場を設けており、今年度は回数を増やして2回実施したいとの答弁がありました。さらに委員からは、児童を載せているバスの運行という重要性に鑑み、職員の安全運転が徹底されるようさらなる取組を求める意見がありました。

請願第1号は、茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)にコロナ等の感染症対策を取り入れることについて茨城県知事へ意見書を提出することを求める請願であります。

本件は、牛久市では、原子力災害発生時には避難住民を受け入れることとなっているが、コロナ状況に対応した実効性ある避難計画への見直しが必要であると考えられることから、牛久市議会が、茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)をコロナ等の感染症対策に対応したものにすることについて、茨城県知事へ意見書を提出するよう求めるものであります。

以上、6件であります。

付託されました案件について審査の結果、全ての執行部提出議案について、全会一致により 内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号は、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○石原幸雄 議長 次に、守屋教育民生常任委員長。

令和3年3月25日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会 委員長 守 屋 常 雄

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議 規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第1号	牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例について	原案可決
議案第3号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第4号	牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第5号	牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第6号	牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介 護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第7号	牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第8号	牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について	原案可決
議案第13号	令和2年度牛久市一般会計補正予算(第9号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第14号	令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第15号	令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第16号	令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2 号)	原案可決
意 見 書 案 第 1 号	義務教育における30人以下学級の実現を求める意見書の提出 について	原案可決

[教育民生常任委員長守屋常雄議員登壇]

〇守屋常雄 教育民生常任委員長 教育民生常任委員会委員長審査報告。

令和3年3月12日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月16日委員会を開催し、市執行部の出席 を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第1号は、牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例についてであります。

本件は、平成30年1月に市に寄贈された牛久市ゆかりの作家である住井すゑの土地及び建物を、牛久市住井すゑ文学館として令和3年秋頃に開館及び公開することに伴い、その設置及び管理について定めるものであります。

審査に当たり委員からは、文学館の管理、年間の維持管理費について質疑がなされ、市執行部からは、文学館の管理につきましては、シルバー人材センターに委託する。年間維持管理費は、約900万円を想定しており、光熱水費、植栽管理委託料、警備費等が含まれるとの答弁がありました。

また、住井すゑの説明をする方や、市内の小中学生の教育にどのようにリンクするのか質疑がなされ、市執行部からは、事前に予約された団体等につきましては、文化芸術課の学芸員が対応する予定である。市内小中学校との連携につきましては、抱樸舎を活用し、子供たちの新聞や作品を飾るなど考えている。学校との連携を第一に考え、郷土の偉人の功績を若い方々に知っていただけるよう尽力していくとの答弁がありました。

次に、開館時間、入館料100円の根拠について質疑がなされ、市執行部からは、開館時間は、午前9時から午後4時半と考えている。入館料100円の根拠については、展示規模で比較すると近隣のつくばみらい市の間宮林蔵記念館とほぼ同規模の内容であり、参考とさせていただいた。また、住井すゑ文学館は、唯一無二の資料を展示しており、地元の方に愛着を持っていただけるよう意識づけのために100円としているとの答弁がありました。

議案第3号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、平成30年度税制改正で個人所得税が見直され、基礎控除が10万円引き上げられ、 給与所得控除並びに公的年金等控除が10万円引き下げられたことに伴い、給与所得者または 公的年金受給者である被保険者が属する世帯で、これまで国民健康保険税で7割、5割及び2 割の軽減措置を受けていた世帯が、課税見直しによる所得の上昇により当該軽減措置から外れ ることがないように軽減判定の基準額を引き上げるものであります。

審査に当たり委員からは、地方税法の改正に伴い、これまで国民健康保険税で7割、5割及び2割の軽減措置を受けていた市民にどのような影響があるのか質疑がなされ、市執行部からは、7割が2,496世帯、5割が1,415世帯、2割が1,695世帯、合計5,600世帯が軽減措置を受けており、その中で年金か給与のどちらかを受給している方で、そのほかに所得が2,000万円以上ある方は、軽減措置から外れることになる。今のところその方々

が何世帯いるか把握できていないとの答弁がありました。

議案第4号は、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、今年度、令和2年度は第7期の「介護保険事業計画」の最終年度となり、令和3年度から令和5年度の計画期間である第8期「牛久市介護保険事業計画」の策定に伴い、介護保険料の基準額の改定を行うものであります。

審査に当たり委員からは、介護保険の準備基金46%取崩しについて質疑がなされ、市執行部からは、保険料の確定が3月末になるので、ほぼ半分くらい、金額としては6億3,900万円取崩しとなるとの答弁がありました。

議案第5号ないし議案第8号の4件につきましては、令和3年1月25日付指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する「省令の公布」に伴い、引用条項の改正を行うものであります。改正内容には共通事項があり、主な内容として、感染症対策に関することや高齢者の虐待防止に関する条項が追加されております。

議案第5号は、牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、管理者の要件の緩和やケアマネジメントの公平中立性の確保を図る観点から、質の 高いケアマネジメントを推進するための内容が追加されております。

審査に当たり委員からは、居宅や事業所においてどのようなICT活用がされているのか質疑がなされ、市執行部からは、現時点では、居宅や事業所において、ICT環境が整備されているようではないが、今後は整備されていくと思われるとの答弁がありました。

また、市内に主任ケアマネジャーの確保が困難な事業所があるのか質疑がなされ、市執行部からは、主任ケアマネジャーの資格取得には、高いハードルがあるが、現状としては、事業所の管理者は、主任ケアマネジャーの資格を有するとの答弁がありました。

議案第6号は、牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、対象となる事業所は市内2か所の地域包括支援センターで、改正の主な内容としま しては、感染症対策の強化などの共通事項について条例に追加するものであります。

議案第7号は、牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、共通した改正事項のほかに、地域密着型サービスならではの基準である「地域と連携した災害への対応の強化」などが追加されたものであります。

議案第8号は、牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに

指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、議案第7号同様共通した改正事項のほかに、地域密着型サービスならではの基準である「地域と連携した災害への対応強化」や「認知症介護基礎研修受講の義務づけ」などが追加されたものであります。

議案第13号は、令和2年度牛久市一般会計補正予算(第9号)のうち、当委員会所管の歳 入の主なものとして、予防接種健康被害救済給付費補助金については748万2,000円の 増額補正であります。健康被害の救済処置による当該者1人に対し、身体障害者手帳の級数が 3級から2級になったことで、令和2年2月に国より障害児養育年金2級及び障害年金3級の 支給決定を受けて給付となったものです。

審査に当たり委員からは、予防接種健康被害救済給付費補助金の市の負担分、医療費の補助について質疑がなされ、市執行部からは当該補助金は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担割合となっており、4分の3が歳入として入っている。手当については、障害年金に加えて従来からお支払いしていた医療費と医療手当についても給付しているとの答弁がありました。

次に、歳出の主なものとして、市内の埋蔵文化財を調査する事業について、不用額と入札差金の632万9,000円の減額補正であります。また小学校のICT環境を管理する。中学校のICT環境を管理する事業については、児童生徒用のタブレットのリース料及びGIGAスクールサポーターの入札差金の減額補正であります。

審査に当たり委員からは、東山遺跡試掘調査支援の減額補正については理解したが、来年度予算がないと思われるがその事情について、また、小中学校のICT環境を管理する入札差金については理解したが、これまでの成果と今後の対応について質疑がなされ、市執行部からは、東山遺跡試掘調査支援につきましては、都市計画課の開発事業と連携を取りながら時期を調整しており、来年度試掘調査を開始する予定である。また、学校での支援策としてGIGAスクールサポーターについては3月までとなっており、先生方のICT環境の支援を行ってきた。来年度は、情報教育指導員、情報教育サポーターを学校に派遣していくとの答弁がありました。

ICTの家庭環境については、経済的な事情によりWi-Fi環境のない御家庭もあるため、 今年度については、緊急事態宣言がまた発令した場合の経済的困窮世帯への予算はあったが、 執行していない。来年度そうなった場合には、予算措置をするとの答弁がありました。

また、審査に当たり委員からは、保育園の待機児童数、公立、民間の保育士不足について質 疑がなされ、市執行部からは、保育園の待機児童数は、3月の入園が確定した時点で85人と なっている。公立保育園の保育士不足につきましては、定員の保育士は47名であり、4月に 9名不足し、その後退職があり現在11名不足している状況である。民間の保育士については 把握していないとの答弁がありました。

議案第14号は、令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

本件は、歳入歳出それぞれ 2 億 8 , 2 6 6 万円を減額 し 7 6 億 4 , 1 0 4 万 2 , 0 0 0 円 と するものであります。

議案第15号は、令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

本件は、歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し55億8,984万3,000円とする ものであります。

審査に当たり委員からは、特養待機者の最新の人数について質疑がなされ、市執行部からは、 現時点では分からなく、毎年4月1日現在で県が調査し、月ごとに把握していないとの答弁が ありました。

議案第16号は、令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

本件は、歳入歳出それぞれ2,803万5,000円を減額し19億5,932万3,00 0円とするものです。

意見書案第1号は、義務教育における30人以下学級の実現を求める意見書の提出についてであります。

付託されました案件について審査の結果、議案第1号及び議案第3号、議案第5号ないし議 案第8号、議案第13号ないし議案第16号は全会一致により、議案第4号は、賛成多数によ り内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第1号につきましては全会一致により可決すべきものと決定いたしました。 以上、御報告いたします。

〇石原幸雄 議長 次に、須藤産業建設常任委員長。

Z\ →n	റ	圧	റ	-H	0	_	
令和		4		н	/,	n	

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会 委員長 須 藤 京 子

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議 規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第10号	牛久市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 について	原案可決
議案第11号	牛久市下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第13号	令和2年度牛久市一般会計補正予算(第9号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第17号	令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第24号	市道路線の認定について	原案可決
議案第25号	市道路線の路線変更について	原案可決
議案第26号	市道路線の廃止について	原案可決

[産業建設常任委員長須藤京子議員登壇]

〇須藤京子 產業建設常任委員長 產業建設常任委員会委員長審査報告。

令和3年3月12日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月17日委員会を開催し、市執行部の出席 を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第10号は、牛久市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、市長の専決処分事項に関する件に規定される、市長において専決処分することができる損害賠償の額が20万円以下から100万円以下に改正されたことを受け、議会の同意を要する賠償責任に係る賠償額について、20万円を超える額から100万円を超える額へと改正するものであります。

議案第11号は、牛久市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、平成21年度に茨城県南水道企業団ほか3団体と上下水道料金の徴収一元化を実施

したことに伴い、当市においても延滞金について徴収しないこととしたため、延滞金徴収の規 定を削除するものであります。

審査に当たり委員からは、上下水道料金の徴収一元化以降の延滞金の徴収状況と、徴収一元化によって延滞金を徴収しないことになった経緯について質疑がなされ、市執行部からは、徴収一元化以降の延滞金の徴収実績はない。また、上下水道料金の徴収一元化を始めた当時、構成自治体の中で牛久市だけが条例に延滞金徴収の規定が定められており、同様に延滞金について条例で規定している自治体が茨城県内に17市町村あったが、牛久市を含めて徴収実績はなかったため、延滞金徴収の規定を削除する改正を行うことになったとの答弁がありました。

議案第13号は、令和2年度牛久市一般会計補正予算(第9号)であります。

本委員会所管の歳入として、国庫支出金の土木費国庫補助金は、国からの交付金額が予定していた交付額よりも少なかったこと等による社会資本整備総合交付金の減額計上であり、県支出金の農林水産業費県補助金は、事業確定による減額計上であります。歳出として、商工費は、都市計画税及び固定資産税が決定したことに伴い企業誘致奨励金の所要額が確定したことによる減額計上であり、土木費は、国庫補助事業増等に伴う下水道事業会計への支出額の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、合併浄化槽及びエネファーム設置に対する補助金の減額の根拠となる設置件数について質疑がなされ、市執行部からは、合併処理浄化槽設置補助金については、当初40基を見込んでいたが、実際には35基の設置に対して補助金を交付しているため、5基分の事業費を減額するものであり、環境配慮型機器導入補助金については、当初はエネファーム35台の設置を見込んでいたが、実際には19台の設置となったため、その差額分を減額計上しているとの答弁がありました。

また、委員からは、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てに対しての東京電力からの 回答のうち、留保の内容について質疑がなされ、市執行部からは、留保の内容はおおむね人件 費であり、放射能対策室の職員の給料がほとんどを占めているとの答弁がありました。さらに 委員からは、東京電力が賠償を留保している理由について質疑がなされ、市執行部からは、留 保の内容のほとんどが時間外人件費であり、当該人件費が原発事故によって追加的に支出され たものではないとの見解で、因果関係が認められる内容ではないとの理由により留保となって いるとの答弁がありました。

また、委員からは、下水道事業会計における執行見込額の不足分として下水道事業会計負担 金を増額補正するということであるが、下水道事業会計負担金の投資及び出資金の算定方法に ついて質疑がなされ、市執行部からは、出資金として計上しているものについては、総務省に より毎年示されている基準にのっとり、下水道事業会計に繰り出すべきものを基準内、繰り出 すべき規定のないものを基準外として、基準内、基準外それぞれを雨水処理費に係るものと維持管理費に係るものに分け、収益的収入として雨水処理負担金、一般会計補助金、一般会計負担金、資本的収入として一般会計出資金、一般会計負担金の5項目に分けて一般会計から繰出しをしている。今回の出資金については、基準内と基準外の雨水処理費以外の償還……失礼しました。

○石原幸雄 議長 着座のまま暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時40分開議

〇石原幸雄 議長 再開いたします。

須藤産業建設常任委員長の報告を継続いたします。

○須藤京子 産業建設常任委員長 失礼しました。

今回の出資金については、基準内と基準外の雨水処理費以外の償還元金分として計上しているとの答弁がありました。

また、委員からは、市道23号線の信号機設置の状況、地区社協の曳家の状況、そして全線 供用開始の時期について質疑がなされ、市執行部からは、現在、地区社協を含めた2件の補償 対象物件の取壊し等を行っているところであり、本年3月中に解体等が完了する見通しである。 4月から本格的な工事と並行して上下水道の工事も入ってくる予定であり、現在発注している 工事については10月末の完了予定である。それに合わせて茨城県警察と信号設置の協議を進 め、信号機設置の時期を見て道路表面の仕上げ塗装と区画線の工事を発注し、令和3年度内に 供用開始する予定で事業を進めているとの答弁がありました。

議案第17号は、令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算(第3号)でありまして、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について補正するものであります。

審査に当たり委員からは、収益的支出の汚水処理事業広域化・共同化検討に要する予算の当初予算全額が今回減額となった理由、及び資本的支出の汚水管渠費と汚水ポンプ費のそれぞれに当初予算にはなかった基本設計費が補正予算として計上されている理由について質疑がなされ、市執行部からは、昨年度に牛久市としての広域化・共同化検討業務を行っており、今年度は、各自治体がつくった広域化・共同化の検討結果を茨城県が主体となり、流域ごとに取りまとめる会議の場を設け、広域でどのようなことができるのか検討を行う予定であったが、コロナ禍の影響により会議を行うことができなくなったため、今年度の予算を減額し、来年度の当初予算に改めて計上する。汚水管渠費の基本設計費は、汚水管渠内にテレビカメラを入れて管渠の老朽化の状況を確認する点検調査業務であり、来年度の当初予算に計上する予定であった

が、国の補正予算に合わせて今年度に前倒しをして予算を計上している。汚水ポンプ場費の基本設計費も同様に国の補正予算に合わせ、今年度に前倒しをして予算を計上しているとの答弁がありました。

議案第24号は、市道路線の認定についてであります。

本件は、開発行為による1路線、市道23号線の一部開通に伴う取付け道路の1路線の、合わせて2路線を認定するものであります。

議案第25号は、市道路線の路線変更についてであります。

本件は、市道23号線の一部開通に伴う取付け道路の1路線を変更するものであります。

議案第26号は、市道路線の廃止についてであります。

本件は、市道23号線の一部開通に伴う付け替えによる1路線を廃止するものであります。 以上、7件であります。

付託されました案件について審査の結果、本委員会に付託されました案件は、いずれも全会 一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上、御報告いたします。

○石原幸雄 議長 着座のまま暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分開議

〇石原幸雄 議長 再開いたします。

次に、須藤予算常任委員長。

令和3年3月25日

牛久市議会議長 石 原 幸 雄 殿

予算常任委員会 委員長 須 藤 京 子

予算常任委員会審查報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議 規則第110条の規定により報告します。

事件の番号	件名	議決の結果
議案第18号	令和3年度牛久市一般会計予算	原案否決
議案第19号	令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第20号	令和3年度牛久市青果市場事業特別会計予算	原案可決
議案第21号	令和3年度牛久市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第22号	令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第23号	令和3年度牛久市下水道事業会計予算	原案可決

[予算常任委員長須藤京子議員登壇]

○須藤京子 予算常任委員長 予算常任委員会委員長審査報告。

令和3年3月12日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は

議案第18号 令和3年度牛久市一般会計予算

議案第19号 令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

議案第20号 令和3年度牛久市青果市場事業特別会計予算

議案第21号 令和3年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第22号 令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第23号 令和3年度牛久市下水道事業会計予算

以上、6件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月18日、22日、23日の3日間にわたり委員会を開催し、住井すゑ文学館、市営猪子住宅の2か所の現地視察を行うとともに、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、経営企画部所管の歳入歳出について委員からは、エスカード牛久ビル4階の公共施設整備に係る集客の見込みについて質疑がなされ、市執行部からは、令和2年5月に策定した基本構想・基本計画の中では年間16万2,400人と想定しているとの答弁がありました。また、4階に公共施設を整備する背景と整備に当たって進められている1階にある市所有床と地権者が共有……失礼します。ここに付け加えていただきたいと思います。4階の地権者が共有所有する床の交換について質疑があり、市執行部からは、4階に施設整備することについては、既にエスカード生涯学習センターなどの公共施設が整備され、一体的な活用が

できることから整備するものであり、床の交換は等価交換を基本として交渉を進めているが、 現在は、地権者全員の同意には至っていないとの答弁がありました。

次に、委員からはコミュニティバスの今後の方向性について質疑があり、市執行部からは、今年度新型コロナウイルス感染症の影響で減少した利用者の回復を中心に事業展開するとともに、店舗への路線図及び時刻表やチラシの配布等の取組の拡大を検討していくとの答弁がありました。また、委員からはオリンピックの聖火リレーについての実施方法等について質疑があり、市執行部からは、組織委員会等から発表されたガイドラインに沿って、密集しないこと、マスクを着用する等の対策について事前に十分に広報したい。また聖火リレーについてはテレビ、インターネット等による中継が行われる予定であり、実際に聖火リレーが始まってから追加で公道を走ることの可否も含めて情報提供があると予想されることから、適宜対応していきたいとの答弁がありました。さらに、委員からは牛久シャトー株式会社に対する牛久市の関わりについての質疑があり、国の補助金を活用して誘客できるようなイベント事業の立案及び実施運営等について、地域の支援を取り入れながら進めていくとの答弁がありました。

そのほかに委員からは、財政調整基金費の積立ての計上について質疑があり、市執行部からは、土地開発基金の廃止に伴い、保有している現金の流れを明確にするため諸収入の雑入に計上し、その上で財政調整基金への積立金に計上しているとの答弁がありました。

総務部、市民部等所管の歳入歳出について委員からは、職員の研修の実施状況について質疑があり、市執行部からは、新任職員研修については講師養成研修を受講した職員による庁内研修と県自治研修所における研修を、新任の役職員については県自治研修所での階層別研修を受講している。その他接遇研修や法制執務研修等の専門研修について、必要に応じて各職員が受講している状況であるとの答弁がありました。また委員からは、職員採用の状況と今後の予定について質疑があり、職員の年齢構成ができる限り均等になるように現在年齢制限を付して募集をしている状況である。今年度は専門職を含めて30名弱の募集を行ったが、採用に至った人数は少なく、来年度については採用計画にある人数に今年度採用できなかった人数を加えて、可能であれば年2回の募集を行いたいとの答弁がありました。

さらに、委員からは防災無線の更新に係る令和3年度の事業内容について質疑があり、市執行部からは、市役所にある親機設備のデジタル化及びエスカード牛久ビルに新設予定の中継設備の設置を行うとの答弁がありました。また委員からは、マイナンバーカードの現在の交付率と令和3年度の交付目標について質疑があり、市執行部からは、令和3年3月7日現在の交付件数は2万3,749件となっており、交付率は28%である。「マイナンバーカード交付円滑化計画」の中では令和3年度末には交付率を45%と設定しているが、現状では追いついていない状況のため、申請勧奨を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、スクールアシスタントの増員について質疑がなされ、市執行部からは、まず予算については、全体のバランスの中で、必要性を認めていただいており有効に活用したいと考えている。新年度については、新入生に関しても就学相談等を通してその必要性を把握しており、支援度を決定し予算配分を行っている。新たに発生したものについては、指導課の予備分を充当する。対応時間の拡大については、現在は6時間勤務と3時間勤務を2人任用し、午後の時間まで勤務できる職員を増員しているとの答弁がありました。

また、おくの義務教育学校一体型校舎を建設する事業について質疑があり、市執行部からは、令和7年度の開校に向けた令和3年度の具体的な計画については、基本設計の委託料を予算計上し、2か年の継続事業で実施計画までの予算化をしている。おくの義務教育学校一体型校舎建設検討会議の判断により、旧二中の南校舎と体育館、武道館は、余裕のある空間づくり、異学年交流のできる空間の確保等機能性の向上が必要であるため、リノベーションする予定である。解体施設は、南校舎、体育館、旧美術棟、自転車駐輪場と考えており、現在の普通教室は、北校舎5クラス、南校舎5クラスであるが、12クラスを目標としている。特別教室についても確認した上で設計の段階で決めていきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員からは教育行政推進のための公益財団法人を設立することについて、事業内容と今後の考え方について質疑があり、市執行部からは、財団の設立と事業内容、今後の考え方について、人口減少社会への対応として、教育施設を適切な管理の下市民サービスを低減させないための方法を問題意識として持っており、そのため公共施設の運営について、民間のノウハウを活用し、コストを削減し、サービスを維持することを考えている。事業内容は、スポーツ振興、文化芸術振興関係の事業、児童または青少年の健全な育成を目的とする事業であり、児童クラブ運営の支援事業を公益財団法人としてできないか考えている。令和3年度に財団を設立し、令和4年度に事業を展開したいと考えているとの答弁がありました。

次に小学校、中学校のICT環境を支援する事業においては、全校生徒に配布されたタブレットの今後の取扱いについて、家庭において紛失や故障した場合、使えなくなった場合の対応について質疑がなされ、市執行部からは、端末の持ち帰りに関する規則を定め、タブレットを持ち帰る場合には、留意事項にチェックを入れるとともに、借用の確認書を提出していただく。故障や破損については、故意あるいは重大な過失の場合には弁償となる場合がある。万が一故障した場合の代替機は、予備分で対応するとの答弁がありました。

その他、委員からは、スポーツ振興事業として、来年度6月19日に牛久運動公園野球場で 開催予定の日本ハムファイターズと千葉ロッテマリーンズの……ここ、ウエスタンリーグと書 いてありますが、イースタンリーグの間違いでしたので、訂正をお願いいたします。日本ハム ファイターズと千葉ロッテマリーンズのイースタンリーグ試合について、またさらなるスポーツ振興のため運動公園野球場活用の要請を日本ハムファイターズへ市として陳情、要望等をすることについて質疑があり、市執行部からは、現在は、試合当日どのような形で開催するか担当レベルで打合せを行っている。また、市から日本ハムファイターズへ市の野球場をぜひ活用してほしいという働きかけを検討していくとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について、委員からは、コロナ禍でコロナ鬱の方が増えていると言われているが、現状と対応について、心の病気や不安のある方に相談や訪問をする事業と、自殺防止のための対策を行う事業との連携について質疑がなされ、市執行部からは、毎月1回精神科医3名による「こころの健康相談」を実施しており、相談は予約制で1回につき4名まで、1人当たり30分の相談内容となっている。コロナ鬱増加への対応としては、市の精神保健福祉士が常時相談できる体制を整えている。市内の自殺者数の状況は、令和元年が9名、令和2年が12名である。自殺防止のための対策として、市民に対し年1回メンタルヘルスに関する講演会の実施や、自殺の示すサインに気づき、声かけや話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ見守る役割のゲートキーパー養成講座を実施している。令和2年度は、コロナ禍の影響により、実施できなかったが、チラシ等の啓発用品を市庁舎、関係機関に配布し啓発に努めたとの答弁がありました。

また、予防接種を実施する中で新規事業のインフルエンザワクチンについて、インフルエンザワクチン接種対象が未就学児と中学3年生、高校3年生と限定されたことについて質疑があり、市執行部からは、接種年齢の制限については、国が集団発生の予防にはならないとして定期接種対象から除外して以降、市においても補助対象としていなかったが、6歳未満は、重症化予防の観点から全額補助とし、中学校3年、高校3年該当年齢は、受験に備えほとんどの生徒が接種している状況から、1回につき1,000円の一部補助とするとの答弁がありました。さらに、来年度の新型コロナ感染症対策は何を重点的に行っていくのか、来年度中に市民全員ワクチン接種は終了するのか、PCR検査、抗原検査について質疑があり、市執行部からは、来年度重点とするのは、予防接種である。今のところワクチンの供給が見えていない状況で、4月中旬に1箱1,000人受けられるワクチンが、2箱届く予定である。県の方針として、特に施設に入所している方、その事業従事者を対象としているので、その方から始まる予定である。また県は、感染者が出ると幅広くPCR検査を行っていく、事業従事者の方々は定期的にPCR検査を実施していくという体制を取っている。抗原検査については、市として必要な対策を検討するとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部等所管について、委員からは、BDFの製造量と使用料の推移と 今後の事業の存否について質疑がなされ、市執行部からは、平成29年度の製造量が9万3, 000リットルであり、令和元年度の実績が7万800リットルで年々減少傾向にある。牛久市を含めた9市町村は、公用車やトラックの燃料としてBDFを使用しているが、BDFを燃料として使用できる車両の減少に伴い、使用量も減少しているのが現状である。当該事業の今後については、BDFを使用できるものに対する国からの補助が出てくるのであれば、BDFが使用できるものを導入する機会も増えると考えている。そういった状況を踏まえながら、今後の事業の継続、維持、撤退等を考えていくとの答弁がありました。また、委員からはペレットやBDFの販売先の拡大方針について質疑があり、市執行部からは、今後は二酸化炭素の排出削減に寄与していることをあらゆる場において広く知らせることにより販路拡大につなげていきたいとの答弁がありました。

また、委員からはエスカード牛久ビル2階の観光案内・物産販売所のいばらき自慢における売上げ額と、牛久都市開発株式会社に案内所の運営を委託している観光協会の役割について質疑がなされ、市執行部からは、いばらき自慢を開設した昨年6月から本年2月までの9か月間の売上げ額は589万円であり、観光協会は最低限の役割は果たしているが十分ではないと認識している。駅前という立地を生かし、人を呼び込む仕掛けを考えながらNPOと協働するなど観光案内所としての機能をより発揮できるような運営を模索していきたいとの答弁がありました。さらに、委員からは、販売の方法と取扱い商品の見直しについて質疑があり、市執行部からは、販売については委託販売と牛久都市開発株式会社が直接仕入れをする仕入れ販売の2種類の契約形態があり、売上げ額は委託販売が約380万円、仕入れ販売が200万円である。売れ筋の商品や人気商品を取り入れるなどを牛久都市開発株式会社と協議していきたいとの答弁がありました。

その他、委員からは、北部地域の宅地開発については、牛久駅周辺の空き地の有効活用を優先すべきであり、開発により人口を増やす計画の是非についての質疑がなされ、市執行部からは、ひたち野地区に関心があるにもかかわらず、宅地供給ができないために周辺の市街化調整区域に小規模な宅地開発が進み、無接道の土地が大量に発生し、将来的にも有効な土地利用ができない事態を避けたい。牛久市の将来人口を8万5,000人に設定していることからも宅地開発などの人口増加策が必要であり、ひたち野地区に注目を集めることにより、牛久駅周辺にも注目が集まるとともに活性化にもつながると考えているとの答弁がありました。

付託されました案件につきまして審査の結果、議案第18号は賛成少数により否決すべきものと決定し、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第23号は全会一致により、議案第21号は賛成多数により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、牛久シャトーやエスカード牛久ビルに関する事業及び財政全般についてを調査事項と

して、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛てに申出をいた しました。

以上、御報告いたします。

〇石原幸雄 議長 以上で、各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。 これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑でお願いをいたします。 9番柳井哲也議員。

〇9番 柳井哲也 議員 予算常任委員長の報告がありまして、議案第18号令和3年度牛久市一般会計予算が7対1という賛成少数で否決されたとの報告でありました。

昨年の12月の定例議会まで、エスカード問題、議会と執行部、一生懸命やってきまして、 非常に両者の関係も良好で、難しい課題も協力的に会議を重ねることによって順調に進められ てきたことは皆様御存じのとおりであります。

その信頼関係の中で提出された執行部の一般会計予算案、常任委員会において突然否決となったわけであります。

昨日の毎日新聞、「牛久市議会、常任委、予算案を否決」。そういうタイトルで、結構大き く出ました。内容はこうです。牛久市は、エスカード牛久ビル4階に……。

- **〇石原幸雄 議長** 柳井議員に申し上げます。質疑でありますので、簡潔にお願いをいたします。
- ○9番 柳井哲也 議員 はい、分かります。

牛久市がエスカードビルの復活として目玉事業に掲げているものを否決したという内容でありました。

牛久市は、目玉事業とは言わずに、最重点課題と言って、牛久シャトーと、この2つは何が何でも早期に解決するということで、市議会と一緒にやってきたんですが、先ほどの委員長報告では、あまりその質疑の内容には触れられず、とにかく否決となりましたということであります。

それを聞いていまして、一体何が原因だったのか、その理由となる委員の質問、それから執行部の答弁、どれほど粗末な内容だったのか、信頼できない内容だったのか、それが説明されていませんでした。それに関係するような委員の質問と執行部の答弁、あるはずだと思います。それについて、もう一度具体的に報告をお願いしたいと思います。

それと、もう一つ、牛久市の執行部は最重点課題として取り組んできました。ところが、委員会においては、不要不急の課題であると結論したように私には感じられました。これについての質疑もどのような内容だったのか、これについても御報告を具体的にお願いできたらと思います。よろしくお願いします。

- ○石原幸雄 議長 ここで傍聴者に申し上げます。傍聴中は静粛にお願いをいたします。 柳井議員の質疑に対する答弁を求めます。須藤京子予算常任委員長。
- **○須藤京子 予算常任委員長** それでは、柳井議員の質疑に対して御答弁を申し上げます。

今回の予算常任委員会の審査に当たっては、これまでと若干その審査方法、手順を変えました。そのため、ここの部分では大変活発な論議が出たところでございます。委員長報告に、その1時間半に及ぶ質疑を逐次記載するということは当初から無理であるということで、その点については、いずれ会議録が発行されると思いますので、そこで御確認をいただければというふうに思います。

私の記憶では、これから申し上げるのは私の記憶でございますので、執行部の答弁をきちんとお伝えできるところには至らないと思いますけれども、私のメモしてあるところで、どういうものが論点であったのかだけはお伝えできるというふうに思います。

まず、この最初に、エスカード建設に当たって、ここを利用する、その集客見込み数についての論議が、先ほどこれは入れさせていただきました。年間16万2,000人利用するであろうと。

そして、この調査方法についても質疑が及びました。これは、現在の牛久市の周辺の人口の動き、そういうものも勘案されているのかというような論点でございました。これは、この集客の人数16万2,000人の根拠としては違う方法であったと。ただ、この方法について、私、きちんとメモしてございませんので、ちょっと積み上げ方法を簡単に申し上げますと、その公共施設をどういうブースでどのくらいが利用するであろうというようなことを基本に置いて、それを積み上げていった結果であるというようなことであったというふうに思っております。

それから、現在のテナント誘致の状況について確認がありました。また、先ほど委員長報告の中にも触れさせていただきましたが、現在4階を整備するに当たっては、1階が市の所有床である。そして、4階がもともとこの地権者さんの共有の所有床であるということから、ここを1階と4階の交換を行うというようなことが前提にあった上で事業が進められるということを聞いているがということで、その不動産鑑定について、また、どういう方法で行うのかというような質疑がございました。記載されているとおり、等価交換で行うというような答弁がありました。

また、施設については、この中にどういう内容の施設が入るのかというところで、一部、こういう設備が必要なのか疑問に思うというような具体的な指摘もありました。

また、これに関連して、この整備に当たって、どういう位置づけであるのかということで、 市執行部のほうからは、都市構造再編集中支援事業の中の、5年間の事業の中の一つの位置づ けであるということで、財源についての問題があり、中止の場合は、ほかの事業にも影響が出る可能性もあるということは指摘されました。

また、起債の方法、市債発行等、そういうことについても質疑がありました。 以上のような内容で、各委員の細かい質疑応答がありました。

これが最重要課題として、優先事業と、市として捉えているがというようなことについて、 そこを質疑に上げてくる方はいらっしゃらなかったというふうに私としては、思う限りでは、 そういう発言はなかったのではないか。ただ、この事業の必要性については、今のコロナ禍の 中ではどうなのかというような質疑があったというふうには記憶しておりますけれども、会議 録をきちんと今の段階では精査できませんので、確かなことは御答弁申し上げることはできま せんが、私の記憶によれば以上ということで。若干の間違いがあるやもしれませんが、その点 は御了承いただきたいと思います。以上でございます。

- 〇石原幸雄 議長 柳井哲也議員。
- ○9番 柳井哲也 議員 1点だけ大切なことを確認させていただきたいと思います。

その理由なんですが、決定的な理由として、財政が問題だったのか、それとも事業内容が問題だったのか、そのどちらかがちょっとなかったものですから、よろしくお願いします。

- **〇石原幸雄 議長** 答弁を求めます。須藤京子予算常任委員長。
- ○須藤京子 予算常任委員長 ただいまの柳井議員の再質問でございますが、それぞれの方が 判断された、議案第18号、令和3年度の一般会計予算については否決でしたが、そのどれが 否決の要因であったのか、私はそれは把握できません。そこまでをしているわけではございま せん。また、どういう質疑があったのか、柳井議員のお尋ねで、エスカードの問題のことを申 し上げましたけれども、それぞれの委員の方が、どの部分にどういう考えをお持ちで否決にな ったのか。それを表すのは唯一、討論であろうと思います。

しかしながら討論の場では、そうした委員の意思を示す発言がございませんでしたので、そこを私が代わって申し上げることはできません。委員長としては、そういう任に当たっていないということで、必要であれば柳井議員が個別にお聞きいただければと思います。よろしくお願いします。

〇石原幸雄 議長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○石原幸雄 議長 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。 ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時35分といたします。

午前11時22分休憩

〇石原幸雄 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議案第4号牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について及び議案第21号令和3年度牛久市介護保険事業特別会計予算については、21番遠藤憲子議員外1名から修正案の動議が提出されております。

これより本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。21番遠藤憲子議員。

[21番遠藤憲子議員登壇]

○21番 遠藤憲子 議員 それでは、議案第4号牛久市介護保険条例の一部を改正する条例 の修正、続いて議案第21号令和3年度牛久市介護保険事業特別会計予算に対する修正案の提 案理由を述べてまいります。

初めに、議案第4号です。令和2年度末の介護保険給付費準備基金残高が約14億円となり、 その一部、約8億2,000万円を取り崩せば、第7期の保険料の基準額4,800円を維持 できます。

令和2年4月の牛久市の第1号被保険者数、約2万4,300人のうち、介護認定率は12.57%と、県内でも低い位置にあり、介護予防等に力を入れている結果と判断できます。コロナ禍での市民負担増ではなく、介護保険給付費準備基金を取り崩し、保険料の基準額を4,800円にすることを提案し、関連する条文の削除の修正を提案いたします。

続いて、議案第21号です。議案第4号と関連する令和3年度牛久市介護保険事業特別会計 予算には、歳入で値上げされました介護保険料が計上されているため、基金から繰り入れるこ とを提案いたします。以上です。

○石原幸雄 議長 以上で、21番遠藤憲子議員の提案理由の説明は終わりました。 これより議案第4号及び議案第21号の動議2件について、順次質疑を許します。 初めに、議案第4号の動議についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇石原幸雄 議長 以上で、議案第4号の動議についての質疑を終結いたします。

次に、議案第21号の動議について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○石原幸雄 議長 以上で、議案第21号の動議についての質疑を終結いたします。

次に、議案第18号令和3年度牛久市一般会計予算については、13番北島 登議員外1名 から修正案の動議が提出されております。

これより本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。13番北島 登議員。

[13番北島 登議員登壇]

○13番 北島 登 議員 議案第18号令和3年度牛久市一般会計予算に対する修正動議。 提案理由を申し述べます。

新型ウイルスの感染症の広がりが収まるところがなく、日々市民の不安は募るばかりです。 そのような中、予算案でも示されているように、税収も落ち込み、市債は増え続けています。 このようなとき、不要不急の事業は慎重に行うべきであり、エスカード牛久ビルの改築予算や 北部地域の開発計画は先送りすべきと考えます。

さらに、教育委員会の公益財団法人設立の正当性は理解することができません。 よって、令和3年度一般会計予算案に対する修正動議を提出するものです。

○石原幸雄 議長 以上で、13番北島 登議員の提案理由の説明は終わりました。 これより本動議についての質疑を許します。11番池辺己実夫議員。 着座のまま暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分開議

〇石原幸雄 議長 再開いたします。

池辺己実夫議員。

〇11番 池辺己実夫 議員 エスカード牛久ビルに公共施設を整備する事業と教育行政推進 のための公共財団法人設立事業の修正について質問します。

まずは、エスカード牛久ビルに公共施設を整備する事業についてですが、修正案の提出者の中には、この事業の出発点として、平成31年2月臨時議会で可決された牛久都市開発の資金貸付け4億円に賛成された議員もいらっしゃいます。

牛久駅前の空洞化防止や中心市街地のにぎわいなど、牛久駅周辺まちづくりを推進する上で貸付けは必要であるといった執行部の説明に対し、賛成討論を行った議員は、牛久都市開発への貸付けを行うことによって機能できる体制を整え、利益につながるテナント誘致を加速させ、現在店舗を構える事業者が閉店や撤退をせずに済む環境づくりを利益につなげるというプラス思考でまちづくりを進めていく必要があると討論されていました。

そのようなプラス思考の考えで今まで進めてきたこの事業に、令和3年度、整備工事という 段階になって修正提案をなされた理由は何なんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

また、この部分に関しては、提案者の北島議員はこのときに、この議場にいらっしゃらなかったので、この部分はもう一人の提出者の黒木議員に答えていただきたいと思います。

次に、教育行政推進のための公益財団法人を設立する事業についてですが、予算の概要には、 社会教育分野の公共サービスの実施機関となる財団法人を設立するとなっています。

人口減少に向けて、公共施設や公共サービスの在り方を見直し、効率的な運営をすること、 これからは行政運営において必要なことだと思いますが、修正された理由をお聞きします。

- ○石原幸雄 議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。13番北島 登議員。
- ○13番 北島 登 議員 池辺議員の質問にお答えします。

エスカードの問題については、平成31年4月の臨時議会、そのときは私は議員ではなかったので、お答えすることは難しいんですが、私の考え方は、エスカードそのものの、公共施設を造って活性化を図る。この基本方向に反対するものではなく、むしろ積極的に進めていただきたい。しかし、今回の計画内容、具体性がほとんど分からない。ラフスケッチのような平面図だけで11億円の予算がつく。事業内容についても、公共施設、何をどの程度、どういう面積でどうするのか。具体性がない中で、その事業の正当性と予算の判断、効果について、責任を持った判断ができない。そういうところから来ています。

そして、併せて提案理由で申し述べましたように、コロナウイルスの感染症の問題、今これ に集中して当たるべき、そして予算、お金ももっとつけて、市独自の感染症対策、そして市内 の経済の対策、進めるべきだというふうに思って提案しています。

次に、公益財団の設立の問題です。ここについても、公益財団説明の資料が、見てみますと、 生涯学習センターの運営だとか、学童保育の運営にまで委託するという計画になっています。

本来、市が責任を持って行うべき事業を一民間の財団に任せ切っていいのでしょうか。ここには大いに疑問があります。

もう一つ恐れているのは、近隣の例を見ますと、全て施設使用料の値上げに結びついている ということも危惧する部分です。

以上の点から、今回の修正提案をしました。以上です。

〇11番 池辺己実夫 議員 私は正直、そのときにいなかった。最初のやっぱり出始めが、 その4億円貸付けからこれは始まっている件だと思うので、いた人にできればその思いを答え てほしかったのが1つあります。

あと、コロナ禍で、市では何もやっていないんじゃないかみたいな形で言われましたけれども、この間、私はこれを頂いて、これは64のことを、根本市長中心にこれをやっていますよね。市の多分、一財を使ってやっていないから、やっていないのかなというふうな形で、もしかしたらそう思われているのかも分からないですけれども、コロナ対策のことは、この10億円の交付金が入ってきて、私はそれをやっていると思うんです。

それで、私がここでちょっと聞きたいのは、じゃあコロナがなかったら、これは賛成すると

いうことなんですか。それとも、北島議員は何か執行部の案に、ラフスケッチのようなもので という形で言われましたけれども、逆に言えば、対案を示すようなことというのは何かあるの か。それと……。

〇石原幸雄 議長 池辺議員に申し上げます。質疑の趣旨がちょっと外れているように思いますので、本動議に集中して質疑をお願いいたします。

〇11番 池辺己実夫 議員 分かりました。

じゃあ、コロナがなかったら、これは要するに賛成したのか。じゃあ、コロナの後はどうい うふうに考えているのか。お願いします。

○石原幸雄 議長 着座のまま暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時52分開議

〇石原幸雄 議長 再開いたします。

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。13番北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 池辺議員の質問にお答えします。

もしコロナがなかったらという質問ですが、コロナがなくても、先ほど申し述べたように、 具体性のない内容、そして事業を推し進める上で、最初、事業計画の金額の算定の根拠が明確 でないまま大枠で押さえてしまって予算を通すと。そういうやり方は、進め方としてもおかし いのではないか。例えば、今年度、実施設計のみに計上して、そして、そのことで正確な事業 計画、予算を立てて、それを次の議会にかける。そういう進め方でないと、中の金額が正当な ものなのか、事業計画が適正なものなのか、その判断を我々にはできないわけですね。そうい うことで、進め方におかしさがあるということを申し述べます。

ですから、先ほど言いましたとおり、その公共事業、エスカード改修そのものには反対どころか賛成して、有効な、市民のためになる、市民が喜ぶようなものをつくってほしいという思いがいっぱいです。以上です。

- ○石原幸雄 議長 ほかにありませんか。9番柳井哲也議員。
- **〇9番 柳井哲也 議員** 北島議員に修正動議の提出について質問をいたします。

1つは、牛久市の税収も落ち込み、市債は増え続けていますということ、あります。確かに 私もそうだと思っています。この問題について、執行部はどんな対策を取ったか。その答えが、 北部地域の開発計画であると執行部は明言しております。財源確保、初期投資は確かにやるし かないけれども、その後、市民税あるいは固定資産税、転入してきた若い夫婦が半永久的に納 めてくださる、その最初の初期投資の何倍も戻ってくることを考えて、財源の長期的な目で見 た確保、しっかりと計画を立てて、調査をしてやってきたことが、この間の説明でも明らかに されていますが、その矛盾点について、一つどんなふうに考えてこれを出したのか。お願いし たいと思います。

それから、エスカード牛久ビルの改築予算、これを、こういう時期なのでやめるべきだということでありますが、この問題は、この令和元年度エスカード公共施設基本構想、基本計画書、令和元年度に環境デザイン研究所に研究を委託しまして、まとめられた創生プロジェクト推進課の調査報告書であります。これを議員に配付するとともに、これまで市議会は一生懸命この問題について取り組んできました。

不要不急の問題ではないと考えておられるようですが、牛久市も……。

- **〇石原幸雄 議長** 柳井議員に申し上げます。質疑を簡潔にお願いをいたします。
- ○9番 柳井哲也 議員 はい。

議会も早急に解決すべき課題であると捉えてきたわけですが、そのところの考え、なぜ、に もかかわらず削除に至ったのか、修正動議になったのか。お願いしたいと思います。

- ○石原幸雄 議長 答弁を求めます。13番北島 登議員。
- ○13番 北島 登 議員 柳井議員の質問にお答えします。

まず、質問の内容で、私は決してエスカードビルの事業、それから北部地域開発の事業は中 止せよとは申し上げておりません。これは慎重にすべきだ。そして、今コロナ禍の中で急ぐべ きではなく先送り、そういうふうに申し上げております。

それから北部開発について、初期投資は大きいが将来的に税収が増えると。この収支バランスの資料は私、見たことがありません。何年で回収できるのか。しかも、市の負担がどれだけになるのかも、昨年配付された資料では、16億円から18億円という数字は出ていますが、そのほかの数字、それがどこまで膨らむのか、それがどこまでゼロに近づくのか、それについても明確な資料、明確な、私の質問に対しての答弁もありませんでした。ですから、もっと慎重にシビアな計画を立てるべきではないかということを申し上げております。

それからエスカードの問題、確かに基本計画書を頂いて、私も目を通しました。しかし、そこには改修の金額11億円は書いていなかったように思うんですが、その積算根拠についても曖昧で不明確と。例えば、4階のフロアは1階と等価交換すると、先ほどもちょっと話がありましたけれども、その見通しが立っているのかどうか。そして、4階フロアについては公共施設、回遊型というようなことで、アバウトの配置しか書いていない。あんなもので金額算定できるのか。これはどんなプロでも難しいと思います。

以上の点から、今回の提案をした理由です。以上です。

○石原幸雄 議長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇石原幸雄 議長 以上で、本動議についての質疑を終結いたします。

これより提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案賛成の方の発言を許します。12番加川裕美議員。

[12番加川裕美議員登壇]

〇12番 加川裕美 議員 議案第4号及び議案第21号の修正案に対する賛成討論を行います。

2000年、これからの高齢化社会や介護問題を支えるという期待の下に介護保険制度が誕生してから20年以上がたちました。この間には制度改正が幾度となく行われ、介護報酬の引上げ、第1号被保険者の介護保険料、利用料等にも多くの問題を抱えながら、今日まで制度は継続されてきました。

人生百年時代を迎え、人口構成で一番多い団塊世代、1947年から1949年生まれの世代が後期高齢を迎える2023年、令和5年が第8期計画の中に含まれています。団塊世代は言うまでもなく、戦後の日本経済の復興を担い、発展に尽力した世代です。加えて、その世代をターゲットとした医療制度改革では、2022年後半に後期高齢者医療の窓口2割負担も計画されています。さらに、現役世代には年金の支給開始年齢のさらなる引上げなど、社会保障制度が大きく変わろうとしています。

そのような情勢もあり、第8期の介護保険事業計画での介護保険料引上げには慎重な対応が 求められます。

提案理由でも述べられていますが、牛久市の第1号被保険者、約2万4,300人のうち、 介護認定率は12.57%と、県内でも低い位置にあります。これは、市が健康寿命の延伸に 努め、市民が健康増進や介護予防に関心が高い結果と判断できます。

そして2020年度、令和2年度末の介護保険給付費準備基金残高は約14億円ともなり、 その一部、約8億2,000万円を取り崩せば、第7期の保険料金基準額4,800円を十分 維持することができます。なお、取崩し後の基金残高は約5億8,000万円となります。

新型ウイルス感染拡大の終息が見通せない現在、介護サービスの利用控えによる市民、高齢者の健康への影響は十分に考慮しなければなりません。市民への負担増ではなく、今こそ準備基金を取り崩し、保険料基準額を4,800円とする議案第4号、議案第21号の修正案に賛成します。

議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます。

〇石原幸雄 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。 1 番鈴木勝利議員。

[1番鈴木勝利議員登壇]

○1番 鈴木勝利 議員 議案第18号令和3年度牛久市一般会計予算案に対する反対討論を 行います。

市長が掲げる、復活と挑戦の継続を否定するつもりは毛頭ありませんが、令和3年度当初予 算案は、原案にそのまま賛成するわけにはいきません。

市執行部は、各事業の必要性、緊急性、費用対効果を検証し、事業採択を行ったと明示して おりますが、緊急性をいかに検証したのか、甚だ疑念を抱かざるを得ません。

〇石原幸雄 議長 静粛に願います。

○1番 鈴木勝利 議員 新型コロナウイルス感染症の脅威に終止符は打たれていないのです。 感染拡大による影響で苦境にさらされている生活者や事業者の再建は終わっておりません。ワ クチン接種が開始されたとはいえ、希望する全ての方々に行き届くまでにはまだまだ時間がか かります。むしろ今後、さらなる感染拡大の波の襲来や感染力の高い変異ウイルスの拡大が懸 念される中で、感染拡大防止のために、時に応じて行政は、外出自粛や営業時間の短縮、イベ ントの制限等々、市民や事業者に向けて協力をお願いしていかなければならない立場なのです。 そのときに、また市民の生活や仕事に支障を来し、市民に苦労をおかけすることになるのです。 だからこそ、市民に協力を仰ぎ、不便や不都合を甘受していただく以上、行政は市民の生活 を守り、市民の安心と安全を保障する政策を第一に掲げるべきなのです。

一方で、コロナ禍で市税が減収し、苦しい台所事情であるにもかかわらず、借金をし、貯金を取り崩してでも今取り組まなければならない事業とは何か。ここを精査しなければなりません。コロナ禍という緊急時の中では、計画があるから実行するのではなく、たとえ緊急時であっても今取り組む必要があるかどうかを検証することです。

例示すれば、エスカード牛久ビルの公共施設整備、北部地区開発、公益財団法人設立の事業はそれに該当したものなのでしょうか。残念ながら市執行部の説明に、これらの事業に対する緊急性を裏づける確証を今のところ認めることはできません。市民の理解と納得は到底得られるものではないと考えます。

コロナとの闘いは長期戦になります。行政の対応によって、市民の方々を思いもかけない苦境に陥らせてしまうことがあるかもしれません。しかし、市民の方々の御理解と市民の方々との団結なくして、このコロナとの闘いに終止符を打つことはできないのです。

市長は、今回の私の新型コロナウイルス感染症対策の一般質問の答弁で、コロナ対策、経済 対策、様々なことで、もし必要とあらば財政調整基金を活用してでも積極的に支援、そして政 策をタイムリーに行うことを職員にも言い伝えておりますと明言されておりました。それを具 体的な形にしていくこと、市民の暮らしを守り、市民の安心と安全を保障し、市民に希望と勇 気を与えられるような予算編成を考えていくこと、そう念願する次第でございます。市民は、 私たちの行動、決断をじっと見ていることを忘れてはなりません。

以上の趣旨により、令和3年度牛久市一般会計予算案に対して反対いたします。議員各位の 御理解と賢明な御判断を何とぞよろしくお願い申し上げます。

○石原幸雄 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番黒木のぶ子議員。 着座のまま暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後0時11分開議

〇石原幸雄 議長 再開いたします。

黒木のぶ子議員。

[16番黒木のぶ子議員登壇]

- ○16番 黒木のぶ子 議員 意見書案第1号義務教育における30人以下学級の実現を求める意見書の賛成討論をいたします。
- ○石原幸雄 議長 黒木議員、マイクを寄せてしゃべってください。
- ○16番 黒木のぶ子 議員 政府は2021年度、教育予算の中で、小学校全学年を35人 学級に5か年で実施すると閣議決定いたしました。この35人学級は長い期間要望していたこ とですが、それはそれで評価すべきと考えますが、その中身について言わせていただきますと、 公立小中学校の教員の配置には、学級数や児童生徒数に応じて決まる基礎定数と、習熟度別指 導やTTなどの目的で追加配置する加配定数があります。

このたびの35人学級の実現には、教員を増やす必要がありますが、2021年度の教育予算では、基礎定数を純増するわけではなく、加配定数の一部を基礎定数に振り替えているわけです。少子高齢化での自然減などを考えれば、教職員数や予算額については、今年度より実質減ることになります。

2021年度の予算での加配定数の増加については、TT加配の付け替えや見直し、また児童生徒の自然減などから、全国で前年度比で474人、58億円の減となっております。実質、極端な少子化であるにもかかわらず、35人学級にすることに5年もかける必要はなく、むしろ特別支援学級も含め、30人以下の学級編制や教師の専科教員の推進、あるいは副担任の配置などを2021年度に予算化し、早急に実施し、子供たちの豊かな学びと教職員の負担軽減のための最適化を図る必要があるかと思います。

議員各位の御賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○石原幸雄 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇石原幸雄 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。22番利根川英雄議員。

[22番利根川英雄議員登壇]

〇22番 利根川英雄 議員 令和3年度一般会計予算の修正動議に対する賛成討論です。

エスカード牛久ビルや北部への新たな開発、公益社団法人の設立などは、市税が落ち込む中での実施、これらは市民の切実な願いではないでありましょう。最優先すべきは新型コロナウイルス感染予防対策であります。

憲法第3章国民の権利及び義務で、第13条「すべて国民は個人として尊重される」。生命、 自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉、一人一人の利益のためにバラ ンスを取ることに反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とするとありま す。

また、地方自治体の仕事は、憲法第92条で、地方自治が地方自治体の本旨に基づかなければいけないことを規定しております。この地方自治の本旨を踏まえ、地方自治法という法律が制定されております。

地方自治体の本旨は、住民自治、団体自治のことで、住民自治は、その地域に住む住民自らが地域のことを治めることであります。大人も子供も住民みんなで参加で自治を行うことです。 したがって、地方自治体の仕事は、全ての住民の命を守り、安心して幸せなまちをつくることであります。

予算案の説明の中では、執行部の説明で、北部開発によって人口を8万5,000人程度に維持することと言っております。しかし今、市民の多くが望んでいることは、そのようなことではないでありましょう。大きなお金をかけての開発ではなく、新型コロナウイルス感染予防対策ではないでしょうか。

市はワクチン接種を優先的に行い、PCR、そして抗体検査などは実施しないとのことでありました。全ての市民にワクチン接種が終わる時期は、現時点では全く分からないというのが現状であります。症状の出ない陽性患者をなるべく早く見つけ出し、予防するのが最優先ではないでしょうか。

県内の状況も、県独自の緊急事態宣言解除以降もほとんど変わりなく、感染者が出ております。また、第4波の到来かとも言われております。

国、県、近隣市町村の動向を見るということではなく、市独自でPCRそして抗体検査など 早急に実施すべきであります。これこそが地方自治の本旨に沿った牛久市の行政運営と言えま す。

さらに、公益財団法人の設立は、教育基本法、社会教育法を踏まえ、設立前に、これまでの 活動を総括、そして課題を明確にし、金銭面だけではなく十分検討しなければならないと考え ます。

これら3点の減額修正は、新型コロナ感染症の終了や経済の回復が見えてからでも遅くない と考え、賛成討論といたします。

議員各位の賛同を心からお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○石原幸雄 議長 着座のまま暫時休憩いたします。

午後0時20分休憩

午後0時21分開議

〇石原幸雄 議長 再開いたします。

利根川英雄議員。きちんと発言をしてください。

- **○22番 利根川英雄 議員** 今、社団法人と言ったものを、公益財団法人に訂正をお願いいたします。
- ○石原幸雄 議長 承知をいたしました

次に、原案反対の方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇石原幸雄 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。5番山本伸子議員。

[5番山本伸子議員登壇]

○5番 山本伸子 議員 議案第18号令和3年度牛久市一般会計予算に対する修正案の賛成 討論です。

エスカード牛久ビルの復活は、令和3年度予算の重要な事業であること、また、市長はじめ 担当部署の方々が駅周辺のまちづくりを推進するため様々取組を進めてきたことも理解をいた します。

エスカード牛久ビルに公共施設を計画するに当たり、私は一般質問で、その過程において市 民の参画を訴えてまいりました。あのビルを利用する市民の意見を広く拾い上げ、計画につい て合意形成していく、そのプロセスこそが大切だと思っているからです。

多くの市民に活用され愛される場所となるためには、プロセスにおいて、どれだけ市民が時間をかけ、手間をかけ関わっていくかが鍵になることは明らかです。

実際に、計画から設計、工事に至る過程で、丁寧に市民に意見を聞きながら進めている自治体があります。この自治体は、新しく市庁舎を建設するに当たり、基本計画案の段階でパブリックコメントやタウンミーティングを行ったり、小学生、中学生、シニアクラブなど、様々な世代の意見を聞く場を設けたり、出前講座を開いたりと、市民に情報を公開し、共有する場を積極的に設け、合意の形成を行っています。

この事業には、国から様々な交付金も出ていると説明がありました。その交付金の申請に当たって国に提出するチェックシートがあるようですが、その項目の中には、住民、民間事業者等と協力して計画を作成しているかとか、計画について住民等との間で合意が形成されているというものがあり、国のほうでも住民との情報の共有が重視されていることがうかがえます。

もちろん、新設の市庁舎とビルのワンフロアの改修では規模に違いはありますが、市民参加 のまちづくりとは、そういう手間暇を惜しまず進めていくほかにはないと考えます。

しかしながら、公開されたエスカード牛久ビルの公共施設の基本設計からは、そうした市民 の姿、市民の顔が見えませんし、市民が置き去りにされたまちづくりになっているのではとさ え思える内容でした。

いまだにこの基本計画は市民にも公表されておらず、内容が分からないまま整備工事が進められていく、そのようなやり方には疑問が残ります。

また、北部地域の開発計画は局所的な人口増加をもたらしますが、それに伴うインフラ整備 や維持管理、公共サービス費用の増大は、新住民だけではなく他の住民も負担する税金で賄われるものです。

また、立地適正化計画でまちを集約化していく方向性とも相反するものであり、今後、老朽 化する公共インフラの維持更新や増え続ける空き家問題への対策などに多くの費用がかかって いくことも鑑みれば、投資的経費については慎重に対応すべきと考えます。

以上の理由により、修正案に賛成いたします。

○石原幸雄 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○石原幸雄 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番柳井哲也議員。

[9番柳井哲也議員登壇]

○9番 柳井哲也 議員 それでは、議案第18号令和3年度牛久市一般会計予算に対する賛成討論を行います。

これまで牛久が発展してきた大きな節目が2つあります。牛久駅ができると同時に牛久シャトーが造られ、その後の発展に大きく貢献したことです。

もう一つは、町村自治体では国内初という牛久駅前再開発が行われたときです。昭和59年に駅舎の橋上化からスタートし、昭和61年、市制施行と相まって、昭和62年にエスカード牛久ビルのオープンを果たしました。当時、民間デベロッパーがどんなに宅地開発に力を入れても、牛久駅舎が古いマッチ箱のようでみすぼらしく、駅前は駐輪場が栄えるのみで、東京か

ら家を求めてやってきた若い夫婦も、これを見て帰ってしまう例も多かったそうです。

しかし、新しい駅舎とエスカードが直結し、仕事帰りに買物ができるようになったため、さらに牛久市は人口増加に拍車をかける結果となりました。

昭和60年、つくば万博のとき、現在のひたち野地区に万博中央駅を造ったことも、その後の牛人の発展には極めて大きな貢献がありました。ここで言えることは、牛人は駅を中心に発展してきたという事実です。

昨日、地価公示価格が発表されました。宅地事業のないところは極端に下がっていました。 常磐線の駅を持っている近隣自治体、いろいろ調べてみましたが、牛久市の中央地区、それか らひたち野地区をはじめ、全体的に非常に健闘をしております。

昨年、牛久市は、牛久シャトーとエスカードの復活を掲げて、何が何でも早期に解決するという目標を掲げ、経営企画部内に創生プロジェクト推進課を設置し、これを解決できる人材を配置しました。何年も何年も牛久市の顔と言える最も大切なところを閉鎖させて、死に体の状態にしておくことはできません。イズミヤの敷金問題の解決は、執行部と議会が車の両輪となって成し遂げたすばらしい例だと考えます。市民の血税を、しかも大金をという声もありましたが、20年以内に必ず返済される形を執行部がつくってくれたので、同意することができました。

その後、創生プロジェクト推進課が期待どおり頑張ってくれて、一部リニューアルオープンを果たすという結果となりました。そして新年早々、常総国道事務所の入居が決まり、入居者やこれから出店しようとしている方が望んでいる4階の地域交流センター、これを整備すれば、そのシャワー効果で空きスペースも同時に解決できるという、そういうところまで来たことは、執行部の一歩一歩、着実な計画実行と言えると思っております。

そして、今回の新年度予算案では、牛久市の何が何でも解決すべき課題として、コロナ対策、 牛久シャトー、エスカードの解決、この3つを掲げ、ほかの事業も限られた範囲内ではあるが、 最大の効果が出るよう組んでいるとあります。

皆さんから、コロナ対策がもっと必要でないかという意味での発言がありましたが、牛久市の保健福祉部、ほかの自治体に先んじて次々と手を打たれ、成果を上げてきていることは皆様御存じのとおりであります。極めて、その対策の一つ一つ、信頼できるものと思っており、このような形でしっかりと進めていってもらいたいと考えております。

私は執行部が、特に根本市長がこのような駅前活性化を重点施策として、何が何でも解決を させたいとするのは、子供の頃から牛久市の発展が駅を中心に市民に喜ばれるまちづくりをす れば、さらに爆発的によくなり、牛久市全体が発展するということをつぶさに見てきたからで はないかと思います。 経営の神様とも言われる神谷傳兵衛さんの遺伝子は、エスカード牛久ビルを整備した大野正雄初代市長に受け継がれ、今、根本市長にしっかりと受け継がれているものと考えます。

そして、私たち議会も、駅のまちづくりの一環としてのエスカード牛久ビルの復活には、何度も何度も会議を重ね、積極的な発言をし、まさに車の両輪の一方を力強く回してきたではありませんか。一時的に市債は増加するかもしれませんが、衰退したまま何もせずにおいたほうがいいと言うのでしょうか。よりよい代替案も出さずに反対するとしたら無責任過ぎます。

執行部は単なる思いつきでやっているのではありません。市民からの声をふだんから集め、 識者からの考えを聞き、議会でのやり取りを踏まえた上で、実施していくことを前提に令和元 年に環境デザイン研究所に調査依頼をし、昨年の半ばに全議員にその報告書を配ると同時に、 進めていきたい旨、説明され、しっかりと手順を踏んできたものであります。

先ほど私が、環境デザイン研究所がまとめたものを提示しましたけれども、しっかりやってきたことは皆さんも十分分かっていることと思います。今年と来年でエスカード問題を解決するための最善のプロジェクトを簡単に反対してしまう理由が分かりません。私たち議会の役割は一体何なんでしょうか。議会はいつまでエスカードの空洞化を続ける気でしょうか。積極的な代替案も出さずに反対するとしたら、市の最重点事業であるだけに、執行部不信任ということにもなるかと思います。

これまで財政を理由に実現できなかった歴代の首長さんでありましたが、心ある市民は、やっとこれで、根本市政で、市民の文化レベルの政治になったねと、そういう評価の声が出ていただけに、事は極めて重大です。殊に、これまで根本市政を応援してきた議員がこぞって反対していることは奇怪であり、市民にとって理解できないところであります。

反対する人は、市民に対して分かる説明が必要でありましょう。駅前が発展していれば、子育て世代の若い夫婦が牛久に転入してきます。行政は20年後、30年後のことを考え進める必要があります。そこで行政判断というものが必要となるのです。

牛久市は、せっかくいい地の利でありながら、選択を誤り元気のないまちにしてはなりません。

また、北部ニュータウンの隣接地の開発についても私は賛成です。今さら何を開発かという 声が聞こえてきそうですが、全く理解できないわけではありません。それは、人口減少時代、 市財政への憂慮など、それらが考えられるからであります。

しかし、人口減少時代にあっても、人口が伸びている地域はあるのです。 なぜそうなのか。 心を落ち着けて考えてみます。

端的に言って、人の流れが生じ、その流れがとどまる要因があるということです。皆さんが 住んでいるこの牛久、さらには北部ニュータウン地区には、その潜在的な魅力があるというこ とです。独りよがりの判断ではなく、第三者から見た見解もそうです。地元、宅地建物取引業協会、さらには、この前の執行部から説明のあった民間の、そしてその道のプロである大手開発業者からも積極的な見解を得ているところです。この潜在的魅力を生かすのは今だということであります。むしろ、人の流れを見ていると、少し遅いかもしれないと見ている、それほどであります。

公益財団法人の設立についても、根本的な部分は、最小限の費用でやるための一つの財政改革であるということと考えております。

財政規律について、ほんのちょっと触れたいと思います。執行部も議会も財政規律を考えない市政運営は認められません。どんなにやりたいことがあっても、子供や孫たちに借金のツケを回すわけにいかないことは、私たちの家庭と同様であります。

そこで大切なのは、借金の返済計画です。執行部が財源確保を真剣に考え、実行に移しているかどうかということであります。今までの決算議会において、つぶさに決算内容に触れ、議決してきたではありませんか。そこから将来を客観的に見通すべきです。来年度の予算案の説明を受け、将来を見据えた財政運営をしているのが分かるかと思います。来年度の予算案の中に、北部地区開発がありましたが、子育て世代の若い夫婦がこの地に実際に転入してきたら、半永久的に市民税や固定資産税が入ってくることであり、財源確保策としては一応認められるでしょう。しかし問題は、本当に転入してくるかどうかだと思います。

先ほどお話ししましたように、過日の勉強会で、牛久市が極めて詳細に、大手も含んだ民間 開発業者に当たって調査を実施し、北部地区のポテンシャルの高さについて、資料をもっての 説明があったことは皆様御存じのとおりです。都市計画法上の手続については、今、一時的に 経費を使うことはあっても、長期で見れば、その何倍も返ってくるので全く問題はないと考え られ、これまでの牛久市の歩みは、まさにそのような政策の上にあるものと考えます。

財政規律の課題は、牛久市全体の事業の見直しを何度も行い、選択と集中で実現を図ってい くべきと考えます。

今回のこの予算案を承認した上で、あしたからでも議会と執行部がこの重要な課題に取り組むことによって、了解できたものから補正で修正することも可能と考えます。

地域間競争で一歩も二歩も前に出られる政策を潰してしまい、牛久市の心臓部分をやっつけてしまうことによって、牛久市を元気のないまちにすることのないよう、議員の皆様の賛同を心からお願いし、柳井哲也の賛成討論といたします。

皆様の御賛同を心よりお願い申し上げます。

〇石原幸雄 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇石原幸雄 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。3番秋山 泉議員。

[3番秋山 泉議員登壇]

○3番 秋山 泉 議員 2件について、賛成討論を行います。

まず初めに、意見書案第1号義務教育における30人以下学級の実現を求める意見書。

教育現場にとって長年の課題だった少人数学級が実現に向けて動き出しました。小中学校の学級規模は、これまで徐々に引き下げられてきました。1959年の第1次義務教育諸学校教職員定数改善計画では50人とされた公立小中学校の学級編制の基準が、64年から68年まで実施の第2次計画で45人、80年から91年までの第5次計画で40人となり、2021年から5年かけ、公立小学校の学級定数を毎年度1学年ずつ35人に移行をします。小学校全体で上限人数を引き下げるのは約40年ぶりでございます。

文科省は、感染症対策やパソコン端末を活用した指導のため、公立小中学校の上限人数を3 0人に引き下げるよう求めてきましたが、財務省が難色を示し、今回は小学校で35人とする ことで折り合いがつきました。

しかしながら、このたびの35人学級は、少人数学級推進に向け、大きな前進と考えます。 少人数学級を推進することで、一人一人に目が行き届きやすく、学力、学習意欲の向上を支援 しやすくなる。子供の欠席者率の低下につなげられる。外国人児童生徒などへの日本語指導が しやすい。増加傾向にある発達障害のある子供やいじめなど、特別な指導や支援が必要な子供 に適切に対応ができるなど、教育の機会均等や義務教育の水準確保のため必要と考えます。

しかしながら、少人数学級を実現するには、教員の数を増やすことが不可欠です。しかし、 国や地方の厳しい財政状況が教員の増員を阻む壁となっています。少人数学級の実施について、 政府は、現在の義務教育費国庫負担金の範囲内で、また国、地方とも追加財源を伴わないとい うのが基本方針です。教員の総数を決める国による教職員定数改善計画も、2006年以降、 策定はされておりません。

これらのことから、早急な対応を国に求める意見書に賛成をいたします。

続きまして、請願第1号茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)にコロナ等の感染症 対策を取り入れることについて茨城県知事へ意見書を提出することを求める請願。

2月13日夜に、福島、茨城両県で最大震度6強を観測した地震、3月20日に宮城県沖で発生した最大震度5強は、2011年3月に起きた東日本大震災の余震と見られております。

本震から10年がたちましたが、余震は依然続き、体感できるものだけで計1万4,000 回を超えました。そして、今なお福島第一原発災害により住むところを奪われ苦しんでいらっ しゃる方が多くいらっしゃいます。

茨城県に住む私たちにとって、東海第二原発が存在する以上、今後起こり得る災害に備えて

いくことが重要と考えます。自然災害を止めることはできませんが、最小限に食い止めることはできます。

茨城県地方防災計画に避難所等の新型コロナウイルス感染症対策は追加はされているものの、詳細は全く明記されておりません。令和2年11月発行の原子力広報いばらき、PAZ・UP Z版「「実効性ある避難計画」策定に向けた主な課題と取り組み状況について」の中には、新型コロナウイルス感染症対策については検討中とあり、原子力災害発生時に牛久市はひたちなか市より当初、避難住民を1万4,000人受け入れる予定でしたが、3密を避けるための明確な受入れ人数は、その後未定で検討中であるということです。

日本原子力発電東海第二原発の運転を認めなかった18日の水戸地裁判決、原告の住民が勝 訴の決め手となったのが、避難計画の実効性だった。原発から30キロ圏内に住む約94万人 の避難計画が未整備という1点を論拠として、運転差止めの結論を導き出しました。

これらのことから、早急に原子力災害対策、コロナ等の感染症対策を講じていくことが緊急 課題と考えます。

よって、請願に賛成するものです。以上です。

○石原幸雄 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇石原幸雄 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。 4 番長田麻美議員。

[4番長田麻美議員登壇]

〇4番 長田麻美 議員 議案第18号令和3年度牛久市一般会計予算に対し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回、修正案で出された理由内容については、私も同様に感じております。これまで市議会で提案してきたコロナ対策、支援における市独自案も実現されていないことが多くあり、コロナ禍での市民に対する支援は優先すべきと要望していくことは変わりません。

しかし、私たちは同時に、コロナが終息した後のことも考えなくてはなりません。エスカード牛久ビルの整備には、これまで市議会において、先ほど同僚議員からもありましたように、4億円の貸付けから始まり、令和元年度予算では、エスカードビル基本構想・基本計画策定費として1,357万1,000円、令和2年度当初予算では、エスカードビル実施設計業務として9,130万円を承認し、既に事業が進められているところでございます。

このような経緯の中、令和3年度当初予算では、整備費と工事の管理費を含めた4億3,4 00万円が計上され、令和4年度には6億6,600万円が継続費として設定されております が、これまで令和元年度で基本構想等の策定費及び令和2年度で実施設計費を市議会で承認し、 事業が進められていることを考えますと、コロナウイルス感染症を理由に事業の先送りをすべ きではなく、むしろエスカード牛久ビルの整備を進めながら、同時にコロナウイルス感染症対策に関する事業について、何を実施するべきか、市民は何を求めているのか、執行部に対し要望すべきものと考えます。

また、エスカード牛久ビルの整備には、国に対して提出され、市のホームページでも公表されている、令和元年度から令和5年度の都市整備計画に基づく補助金が使われており、事業を 先送りにした場合に、これまでの補助金の返還の可能性や今後の国庫補助金にも影響があるものと思われ、結果、市民の損失にもつながりかねません。

北部土地開発についても、コロナ禍でリモートワークとなった方が首都圏から牛久市への移 住を望む声が多いため、今こそ進めるべきではないのでしょうか。

予算委員会の中でも御意見がありましたが、確かに牛久駅周辺にも空き家、空き地などが多く、開発すべきところがたくさんあります。そちらの開発も視野に入れるのであれば、より牛 久駅前の開発、公共施設の設置は重要と考えます。

教育行政推進のための公益財団法人の設立についても、今後の教育行政の発展、経費の削減 を考えるならば、民間委託は必要であると考えます。

コロナ禍で、市民の皆様の生活が大変な中ではありますが、計画的な整備を棚上げすることで、後年度に負担を送ることではなく、計画的に実行することが、全体的なコスト削減となり、税収が上向くことで市民サービスの向上につながると考えます。

最後に、市執行部には、コロナ禍で苦しむ市民へ、国や県から下りてくることだけではなく、 市独自としての補助、支援を強化すべきと強く要望を申し上げ、私の賛成討論とさせていただ きます。

議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます。

○石原幸雄 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○石原幸雄 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○石原幸雄 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○石原幸雄 議長 ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○石原幸雄 議長 これをもって討論を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は13時10分といたします。

午後0時59分休憩

午後1時11分開議

〇石原幸雄 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第1号ないし議案第28号の27件、意見書案第1号の1件、請願第1号の1件について順次採決をいたします。

初めに、議案第1号、牛久市住井すゑ文学館の設置及び管理に関する条例について、本案に 対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について、まず本案に対する 遠藤憲子議員外1名から提出された修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇石原幸雄 議長 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。

議案第4号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について、この原案に賛成の諸君の 起立を求めます。

[賛成者起立]

○石原幸雄 議長 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第5号、牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。 本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、牛久市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決

されました。

次に、議案第11号、牛久市下水道条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員 長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について、本案に対する委員 長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、令和2年度牛久市一般会計補正予算(第9号)、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、本 案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、本案に 対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)、

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算(第3号)、本案に対する 委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和3年度牛久市一般会計予算、まず本案に対する北島 登議員外1 名から提出された修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正案で議決した部分を除く原案について採決をいたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第18号は修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する委員 長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決 されました。

次に、議案第20号、令和3年度牛久市青果市場事業特別会計予算、本案に対する委員長の 報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和3年度牛久市介護保険事業特別会計予算、まず本案に対する遠藤 憲子議員外1名から提出された修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和3年度牛久市下水道事業会計予算、本案に対する委員長の報告は 可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、市道路線の路線変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、市道路線の廃止について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について、 本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、損害賠償の額を定めることについて、本案に対する委員長の報告は可 決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号、義務教育における30人以下学級の実現を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、意見書案第1号は委員長の報告のとおり可 決されました。

次に、請願第1号、茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)にコロナ等の感染症対策を取り入れることについて茨城県知事へ意見書を提出することを求める請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、請願第1号は採択することに決しました。 ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

午後1時28分休憩

午後1時30分開議

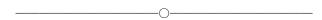
〇石原幸雄 議長 再開いたします。

ここで、本定例会で採択いたしました請願第1号につきまして、意見書案が提出されておりますので、意見書案第2号、茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)をコロナ等の感染症対策に対応したものにすることを茨城県知事に求める意見書の提出についての1件について、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇石原幸雄 議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号、茨城県地域防災計画 (原子力災害対策計画編)をコロナ等の感染症対策に対応したものにすることを茨城県知事に 求める意見書の提出についての1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とするこ とに決定いたしました。

追加日程第1、意見書案第2号についてを議題といたします。



追加日程第1 意見書案第2号 茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)をコロナ等 の感染症対策に対応したものにすることを茨城県知事に求める意見書の提出について

〇石原幸雄 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。15番須藤京子議員。

[15番須藤京子議員登壇]

〇15番 須藤京子 議員 意見書案第2号について、意見書案を朗読することで提案理由に 代えさせていただきます。

茨城県地域防災計画 (原子力災害対策計画編) をコロナ等の感染症対策に対応したものにすることを茨城県知事に求める意見書(案)。

わたしたちは、2011年3月に起きた福島第一原発事故から、原発が一旦過酷事故を起こせば住民に大変な被害を及ぼすことを学びました。茨城県の東海第二原発は、一刻も早く廃炉にして欲しいと考えております。

他方で、東海第二原発が存在する以上、その原発事故に備えて避難計画を策定しなければな

らないことは現実の問題です。そのような中、茨城県では「東海第二発電所の安全性の検証と 実効性のある避難計画の検討」が進められています。

しかし、コロナ禍で三密回避が呼びかけられ、当県では緊急事態宣言が発せられるなどの状況の中、上記計画の検討においてはコロナ等感染症発生と原発事故との複合災害を考慮する必要があるのではないでしょうか。

UPZ圏外の牛久市では避難住民を受け入れることとなっていますが、三密回避を考慮すれば、当初計画の何倍もの収容施設が必要となると考えられるほか、感染症対応可能な人員配置なども求められるなど、コロナ状況に対応した対策(実効性ある避難計画)への見直しが必要であると考えます。原発事故避難対策について、以下の通り要望します。

記

1 茨城県知事が、茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)を、コロナ等の感染症対策 (実効性ある避難計画) に対応したものにするために見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくお願いいたします。

○石原幸雄 議長 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第2号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇石原幸雄 議長 以上で、意見書案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇石原幸雄 議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については常任委員会付 託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○石原幸雄 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○石原幸雄 議長 これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第2号について採決をいたします。

意見書案第2号、茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)をコロナ等の感染症対策に

対応したものにすることを茨城県知事に求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、意見書案第2号は可決されました。

次に、日程第30、議員提出議案第1号についてを議題といたします。

する条例について

○石原幸雄 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。14番杉森弘之議員。

[14番杉森弘之議員登壇]

○14番 杉森弘之 議員 牛久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

牛久市議会議員の議員報酬の支給方法については、議員活動の実態に合わせた方法に改める べきとの意見から、議会運営委員会において他市議会の事例等を収集するとともに、検討を行ってまいりました。

改正の主な内容について申し上げます。

議長、副議長に選出された月及び新たに議員となった議員報酬の支給方法については、市職員の例による日割計算をして支給されておりました。この市職員の例による日割計算によりますと、月の現日数から週休日を差し引いた日数で議員報酬月額を割り、在職日数を掛けて算出することとなります。しかしながら、議員としての活動実態に照らしますと、この日割計算方法では、市職員と議員では職務形態の違いから適当ではないため、報酬月額を月の現日数で割り、それに在職日数を掛けて算出した金額を議員報酬として支給する内容に改めるものであります。

また、議長、副議長、議員が任期満了、辞職、除名、議会の解散等によりその職を離れたとき、その月に1日でも在職していれば1か月分の議員報酬が支払われていることについても、日割計算による在職日数分の議員報酬を支給する内容に改めるものです。あわせて日割計算の方法を明記するものであります。

この日割計算による議員報酬の支給方法以外の支給条件については、現行のとおり市職員の例を準用するものであります。

本条例の改正は、令和3年4月1日から適用したいと存じますので、議員各位の御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

〇石原幸雄 議長 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第1号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇石原幸雄 議長 以上で、議員提出議案第1号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規 則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇石原幸雄 議長 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号については常任委員 会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○石原幸雄 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○石原幸雄 議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号について採決をいたします。

議員提出議案第1号、牛久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、議員提出議案第1号は可決されました。 次に、日程第31、予算常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

 $\overline{}$

予算常任委員会の閉会中の継続調査について

〇石原幸雄 議長 本案は、予算常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元 に配付しましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継

続調査とすることに決しました。

次に、日程第32、閉会中の事務調査の件を議題といたします。

____O___

閉会中の事務調査の件

〇石原幸雄 議長 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。本件は各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇石原幸雄 議長 起立全員であります。よって、本件は各委員長の申出のとおり、それぞれ 閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和3年第1回牛久市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後1時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 石原幸雄

署名議員 甲 斐 徳之助

署名議員 池 辺 己実夫